

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2021年 1月29日

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本 貴文

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083 - 229 - 8894 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津野 浩志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083 - 229 - 8894

【事務連絡者氏名】 取締役 津野 浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年1月28日の定時株主総会及びB種種類株主による種類株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 定時株主総会

株主総会が開催された年月日

2021年1月28日

決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

B種種類株式の内容の一部を、より投資家の理解を得られやすいものに変更することにより、機動的な資金調達を実現することを目的として、所要の変更を行うものです。具体的には、当初取得価額を、B種種類株式の発行日の直前取引日ではなく、B種種類株式の募集事項（会社法第199条第1項各号に定める事項）を決定する日の直前取引日の終値を基準に決定することとします（第10条の12（3））。金銭を対価とする取得条項について、当社がB種種類株式の一部を取得する場合の一部の決定の方法を、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法と定めます（第10条の14）。法令の変更等に伴い、B種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる旨を定めます（第10条の16）。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本定時株主総会によるご承認に加えて、B種種類株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

岡本 貴文、板井 均、津野 浩志、アンドリュー・フリードを取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人監査法人元和は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,173,134	6,321		(注)1	可決 99.46
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 4名選任の件					可決
岡本 貴文	1,174,335	5,220		(注)2	可決 99.55
板井 均	1,174,312	5,243			可決 99.55
津野 浩志	1,174,328	5,227			99.55
アンドリュー・フ リード	1,174,451	5,104			可決 99.56
第3号議案 会計監査人選任の件	1,174,366	5,189		(注)2	可決 99.56

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2) 種類株主総会

株主総会が開催された年月日

2021年 1月28日

決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

B種種類株式の内容の一部を、より投資家の理解を得られやすいものに変更することにより、機動的な資金調達を実現することを目的として、所要の変更を行うものです。具体的には、当初取得価額を、B種種類株式の発行日の直前取引日ではなく、B種種類株式の募集事項（会社法第199条第1項各号に定める事項）を決定する日の直前取引日の終値を基準に決定することとします（第10条の12（3））。金銭を対価とする取得条項について、当社がB種種類株式の一部を取得する場合の一部の決定の方法を、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法と定めます（第10条の14）。法令の変更等に伴い、B種種類株の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる旨を定めます（第10条の16）。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本B種種類株主様による種類株主総会によるご承認に加えて、第35回定時株主総会において承認されることが条件となります。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 定款一部変更の件	600			(注)	可決 100.00

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。